

○室戸市結婚新生活支援事業費補助金交付要綱

令和2年4月1日

告示第44号

改正 令和2年9月9日告示第136号

(趣旨)

第1条 この要綱は、室戸市補助金交付規則（平成13年規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、室戸市結婚新生活支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市は、室戸市内に居住する新規に婚姻した低所得の世帯に対し、住居費及び引越費用の一部を補助することにより、婚姻による新生活に伴う負担を軽減し、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 第6条の規定による補助金の申請の日の属する年度の前年度の1月1日から当該申請年度の3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦（以下「夫婦」という。）により構成される世帯
- (2) 住居費 結婚を機に新たに住宅を取得又は賃借するために要した費用のうち、住宅の取得費又は賃借に伴う家賃（共益費を含む。）、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）及び仲介手数料をいう。ただし、これらについて勤務先から住宅手当（自ら居住するために取得した住宅に係る借入金等の返済又は借受けた住宅の家賃等に対し給付される手当をいう。以下同じ。）が支給されているときは、その住宅手当に相当する額を差引いた額とする。
- (3) 引越費用 引越業者又は運送業者への支払その他引越しに要した実費をいう。
- (4) 貸与型奨学金 公的機関又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する新婚世帯に属する者とする。

- (1) 補助対象者及びその配偶者が共に婚姻日における満年齢が39歳以下で本市に住所を有すること。
- (2) 新婚世帯の所得（婚姻を機に離職した者は所得がないものとして算出する。以下同じ。）の合計が400万円未満であること。ただし、世帯員のいずれかが現に貸与型奨学金の返済を行っている場合にあっては、当該所得の合計額から当該貸与型奨学金の1年間の年間返済額に相当する額を控除するものとする。
- (3) 対象となる住居が室戸市内にあること。
- (4) 他の公的制度による家賃の補助等を受けていないこと。
- (5) 過去にこの要綱による補助金又は他の市町村による類似の補助金を受けていないこと。
- (6) 世帯員のいずれもが市税（国民健康保険税を含む。）及び県税を滞納していないこと。

（補助対象経費及び補助金の額等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者の属する世帯に係る住居費及び引越費用とする。

2 補助金の額は、住居費及び引越費用の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、1新婚世帯あたり30万円を限度とする。

3 補助金の交付の対象となる期間は、第6条の規定による補助金の申請の日の属する年度の前年度の1月1日から当該申請年度の3月31日までとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、室戸市結婚新生活支援事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票
- (2) 婚姻届受理証明書の写し又は婚姻後の戸籍謄本
- (3) 世帯全員の所得証明書
- (4) 離職に関する届出書（離職している場合）
- (5) 奨学金の返済額が分かる書類の写し（奨学金返済中の場合）
- (6) 住宅の売買契約書又は工事請負契約書及び領収書の写し（住宅の取得の場合）
- (7) 住宅の賃貸借契約書及び領収書の写し（住宅の賃貸借の場合）
- (8) 住宅手当支給証明書（別記様式第2号）（住宅手当を受けている場合）

- (9) 引越しに係る領収書の写し（引越費用の場合）
 - (10) 世帯全員の市税の滞納のない証明書及び県税事務所発行の納税証明書
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、室戸市結婚新生活支援事業費補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助金の実績報告については、規則第9条ただし書の規定により、第6条の申請書の提出をもって提出されたものとみなす。

（補助金の請求）

第9条 第7条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、室戸市結婚新生活支援事業費補助金請求書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による請求書を受理したときは、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消及び返還）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。この場合において、当該取消しに係る部分についてすでに補助金が交付されているときは、市長は、期限を定めてその返還を命じるものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱、規則その他の法令等に違反したとき。
- (3) その他補助事業の実施に関して市長の指示に従わないとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、室戸市結婚新生活支援事業費補助金交付決定取消通知書兼返還命令書（別記様式第5号）により当該補助事業者には通知するものとする。

3 補助事業者は、前2項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、未納付額につき規則に定める割合で計算した延滞金を同時に納付しなければならない。

4 前3項の規定は、補助事業が完了した後においても適用されるものとする。

（暴力団等の排除）

第12条 市長は、補助事業者が室戸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則(平成25年規則第31号)第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者(次項において「排除措置対象者」という。)に該当すると認めるときは、補助金の交付を行わないものとする。

2 市長は、補助事業者が排除措置対象者に該当すると認めるときは、当該排除措置対象者に係る補助金の交付の決定を取り消すことができる。この場合において、市長は、補助事業者がすでに補助金の全部又は一部を受領済であるときは、期限を定めてその返還をさせるものとする。

(情報の開示)

第13条 補助事業又は補助事業者に関して、室戸市情報公開条例(平成13年条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第8条に規定する不開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年告示第136号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

附 則(令和3年告示第36号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

室戸市長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

室戸市結婚新生活支援事業費補助金交付申請書

室戸市結婚新生活支援事業費補助金を受けたいので、室戸市結婚新生活支援事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

住宅取得	契約締結年月日		年 月 日
	(A) 契約金額		円
	(B) 住宅手当		円
	(C) 実質負担額((A)-(B))		円
住宅賃借	契約締結年月日		年 月 日
	(D) 家賃（共益費を含む。）		円
	(E) 入居費用	敷金	円
		礼金	円
		仲介手数料	円
	(F) 住宅手当		円
(G) 実質家賃負担額((D)+(E)-(F))		円	
引越し	引越しを行った日		年 月 日
	(H) 引越費用		円
計(C)+(H)又は(G)+(H) ※上限30万円(1,000円未満切捨て)			円

【同意書兼誓約書】

本請求にあたり、私及び私の世帯員に関する住民登録、戸籍（本籍地が室戸市の場合に限る。）、市税等納付状況、公的制度による家賃等補助及び暴力団員等の確認について、市が調査することに同意します。

また、本申請に係る記載内容及び添付書類について、偽りのないことを誓約します。

申請者氏名 印

配偶者氏名 印

(裏面)

	申請者	配偶者
(フリガナ)		
氏名		
生年月日(婚姻時満年齢)	年 月 日	年 月 日
新住居への住民登録年月日	年 月 日	年 月 日
婚姻届提出日	年 月 日	
前年の所得金額 (当該年度の所得金額が 確定していない場合は、前々 年の所得金額)	円	円
貸与型奨学金の年間返済額 (該当する場合のみ記入)	円	円
市税及び県税の滞納の有無	あり ・ なし	あり ・ なし
公的制度による家賃等補助	受けている ・ 受けていない	
室戸市の事務及び事業における 暴力団の排除に関する規則第2 条第2項第5号に規定する排除 措置対象者ではありません。	はい	はい

※添付書類

《共通》(1～3については、同意書兼誓約書に署名捺印があれば添付を省略可)

- 1 世帯全員の住民票
- 2 婚姻届受理証明書の写し又は婚姻後の戸籍謄本
- 3 世帯全員の市税の滞納のない証明書
- 4 世帯全員の県税事務所発行の納税証明書
- 5 世帯全員の所得証明書(申請時の最新のもの。ただし、夫婦の双方又は一方が離職した場合にあっては、離職票又はこれに代わるものの写し)

《奨学金返済中の場合》

- 6 奨学金の返済額が分かる書類の写し(所得証明書の該当年のものに限る。)

《住宅取得の場合》

- 7 工事請負又は売買に係る契約書及び領収書の写し

《住宅賃貸の場合》

- 8 賃貸借に係る契約書及び領収書の写し

《引っ越しの場合》

- 9 引越しに係る領収書の写し

その他市長が必要と認める書類

室戸市長 様

（給与等支払者）所在地
名称
代表者名
電話番号

印

住宅手当支給証明書

次の者の住宅手当支給状況について、次のとおり証明します。

1 対象者
住所
氏名

2 住宅手当支給状況（(1)～(3)のいずれかに○印をつけてください。）

(1) 支給している

{	年 月から	住宅手当月額	金	円
	※前年度の1月以降に変更があった場合	年 月から変更	住宅手当月額	金 円

(2) 支給していない

(3) 住宅手当の制度がない

(注意事項)

- 1 住宅手当とは、自ら居住するために取得した住宅に係る借入金等の返済又は借受けた住宅の家賃等に対し給付される手当の月額です。
- 2 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は事業主の認印を押印してください。

様

室戸市長 印

室戸市結婚新生活支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった室戸市結婚新生活支援事業費補助金については、下記のとおり決定したので室戸市結婚新生活支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

補助金交付決定額 金 円

附帯事項

- 1 室戸市補助金交付規則に基づき市が補助事業の遂行状況の調査を行い、補助金の目的外使用及び交付決定の内容条件に適合しない場合は、補助金の交付決定を取消し返還を命じるものとする。
- 2 室戸市補助金交付規則に基づき補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに収入及び支出を証する書類（領収書等）を整備し、保管しなければならない。
- 3 室戸市補助金交付規則に基づき補助事業者は、室戸市監査委員が必要を認めるときは、その監査を受けなければならない。
- 4 室戸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者と認めた場合は、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取消すものとする。

室戸市長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

室戸市結婚新生活支援事業費補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった室戸市結婚
新生活支援事業費補助金について、室戸市結婚新生活支援事業費補助金交付
要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行・農協 信用庫・漁協	支店・支所名	
預金種別	普通 ・ 当座 ・ その他 ()		
口座番号			
(フリガナ)			
口座名義人			

※申請者本人が口座名義人になっているものに限りません。

様

室戸市長

印

室戸市結婚新生活支援事業費補助金交付決定取消通知書兼返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知した室戸市結婚新生活支援事業費補助金については、次の理由により交付決定の全部（一部）を取り消したので、室戸市結婚新生活支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

なお、取り消した部分について補助金を受けている場合は、次のとおり返還してください。

補助金交付年度	年度		
交付決定額	円		
取消しの根拠	室戸市結婚新生活支援事業費補助金交付要綱第11条第1項第 号		
取消しの内容	<input type="checkbox"/> 交付決定額の全部 <input type="checkbox"/> 交付決定額の一部		
	一部取消額		円
	の内訳		円
取消しの理由			
返還期日	年 月 日		
返還方法	添付の納入通知書による。		

年 月 日

室戸市長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

離職に関する届出書

私は、このたび婚姻を機に離職し、現在無職ですが、室戸市結婚新生活支援事業費補助金の交付の申請にあたり、離職票などの証明書類がありませんので、下記の者の確認及び署名をもって代えさせていただきたいので届け出ます。

記

申請者が離職中であることに相違ありません。

年 月 日

- ・ 離職前の就業先
- ・ 離職年月日

申請者との関係

所在地
名 称
代表者名 印
電話番号

※在職時の会社関係者や事業主など、離職の状況を把握している方に記入してもらってください。（確認の連絡をさせていただく場合があります。）